

○財務省告示第二百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一九一トン	一七〇、五一六トン	二七二、八五六トン	一、六〇三、九五八トン	一八、四八二トン	二、九二八トン	一、七一tron	九、五〇八tron	〇tron	二tron	一tron	四一tron	一三、〇四六tron	一〇tron	一三・二tron	〇tron

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一〇	一九	一八	一七	一六
一〇四トン	二、〇二八トン	四八五トン	〇トン	三一トン	一、三六二トン	一三五トン	九、九八六トン	一一三トン	三二一トン	三、八〇四トン	四〇、八九五トン	三、八七六トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	一、五三九、四〇八トン
		五五、三九四トン